2　前項の手続をとった者が、平成二十六年十二月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3　次の各号に掲げる者が、平成二十七年三月三十一日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一　平成二十六年十二月一日において現に新支給要件に該当している者（旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとった者を除く。）　同月

二　平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新支給要件に該当するに至った者（旧支給要件に該当していない者に限る。）　その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

4　第一項の手続をとった者及び前項第一号に掲げる者に対する新手当の支給に関し、新法第十三条の三の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「平成二十六年十二月一日」とする。

（船員保険法の一部改正）

第五条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第九項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改め、同条第十項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第六条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第六項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第六十条第七項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第六号中「及び」の下に「父子家庭並びに」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第八条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子家庭自立支援給付金」の下に「又は父子家庭自立支援給付金」を加える。

（社会福祉法の一部改正）

第九条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第十四条第五項及び第六項、第十八条第三項及び第四項、第二十条並びに第二十一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　前条の規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法第三十八条に規定する母子福祉施設を経営している国及び都道府県以外の者であって、前条の規定による改正前の社会福祉法（次項において「旧法」という。）第六十九条第一項又は第二項の規定による届出をしているものは、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の社会福祉法（次項において「新法」という。）第六十九条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2　前項に規定する者に対し、前条の規定の施行前に行われた旧法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分は、新法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第十一条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第十五項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十条の見出し並びに同条第一項及び第三項から第五項まで

二　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第八条の三

四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第六条第二項

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第十三条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第四項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第六条第四項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第八条の改正規定中「及び」の下に「を加え、同条第七項中「第三十三条の十五」の下に「、第三十五条第六項」を加え、同法第三十四条の十五及び第三十四条の十六の改正規定（同法第三十四条の十五第四項に係る部分に限る。）中「児童福祉審議会」を「市町村児童福祉審議会」に改め、同法第三十五条第四項の次に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）中「児童福祉審議会」を「都道府県児童福祉審議会」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条のうち、母子及び寡婦福祉法第二十八条の改正規定中「同条中」を「同条第一項中」に改め、同条に一項を加える改正規定中「同条に」を「同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に」に、「母子家庭等」を「母子家庭」に改める。